

12/24 未複

10万円給付

生活保護世帯も支給

内閣府基準日後離婚、救済せず

政府は2021年度
補正予算に盛り込んだ
「住民税非課税世帯等
に対する臨時特別給付

金（1世帯あたり10
万円）について、生活
保護世帯にも支給し、
生活保護費の減額につ
ながる収入認定はしな
いなどを明らかに
しました。内閣府が21
日、都道府県あてに通
知しました。

通知では、コロナ禍
で家計が急変し、申請
日までに非課税相当と
みなされた場合も給付
の対象とする旨記載。
DV避難者も別途した
世帯を独立した世帯と
変世帯やDV避難者は

してみて非課税世帯相
当ならば支給対象とす
るとしています。

一方で、コロナ禍と
関係のない収入減少の
場合や、基準日（12月
10日）後に離婚して非
課税世帯と同程度の收
入となつた場合は、
給付の対象としないと
しました。

通知では、「給付対象
者を一義的に確定する
必要」があることを、
基準日後に離婚した世
帯を救済しない理由と
してあげています。し
かし、基準日後の事後
的な事情による家計急
変世帯やDV避難者は

世帯の救済から手を離
けています。申請が前
提の給付であるひとか
ら個別対応が難しこと
もいえません。

今年前半の低所得の
子育て世帯に対する生
活支援特別給付金（児
童一人あたり5万円）
では、基準日後の離婚
も要件を満たせぬ支給

対象としました。

今回の給付は「ね困
りの方への支援」とし
て具体化されたにもか
かわらず、離婚直後で
経済的にも困難を抱え
る世帯を給付対象から
外した岸田政権の姿勢
では、基準日後の離婚
が問われています。